

浄化槽月額使用料請求漏れについて

1 はじめに

当町の公共浄化槽（町が設置管理する浄化槽）の使用にあたっては、鳩山町浄化槽設置及び管理に関する条例に基づき、公共浄化槽を使用する皆様から月額使用料（2,600円／月）を徴収させていただいておりますが、この月額使用料の請求漏れがあることが判明しました。

今回の請求漏れにより、負担の公正、公平性を損なう事態を招き、また、対象者となる方に遡及して月額使用料の納付をお願いすることとなり、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたことについて、心よりお詫び申し上げます。

今後は、このような事案を発生させることがないよう適正な管理及び事務執行に努め、再発防止を図ってまいります。

2 判明の経緯

令和5年4月1日から新しい上下水道料金システムが運用され、上下水道課下水道事業担当でも上下水道料金システムが使用できるようになりました。

この上下水道料金システムにより、公共浄化槽使用者様の月額使用料と清掃及び収集運搬料の情報の関連付け作業を行っていたところ、結びつかない使用者様がいたことが、令和5年8月14日に判明しました。

これを受けて、上下水道料金システム、ファイリング、保存データ等による調査を行ったところ、令和5年9月に計2件の請求漏れが確認されました。

なお、公共浄化槽の使用料には、「月額使用料」と「清掃及び収集運搬料」の2つがありますが、「清掃及び収集運搬料」の請求漏れはありませんでした。

(1) 調査結果

調査結果は、次のとおりです。

請求漏れの期間	請求漏れの件数	請求漏れの金額
平成24年12月調定分から 令和5年10月調定分まで	2件	402,400円

(2) 遡及する金額等

遡及して納付をお願いする金額等は次のとおりです。

件数	遡及して納付をお願いする額 ※1	時効により請求が出来ない額 ※2	合計額
2件	222,400円	180,000円	402,400円

※1 地方自治法第236条（金銭債権の消滅時効）の規定に基づき最長5年分について請求する額

※2 前記の法の規定により5年が経過して時効となり、請求できない額

3 請求漏れが発生した原因

2件とも、公共浄化槽の使用開始等の届出書が提出されていたにも関わらず、当時、旧生活環境課生活安全担当（現産業環境課環境保全・生活安全担当）から、旧水道課業務担当（現上下水道課業務担当）に対して、水道料金に併せて月額使用料を請求することの依頼が適切に行われていなかったことが原因です。

4 今後の対応

今回の請求漏れの発生原因は、担当者が請求開始の手続きを失念したことにあるますが、発生時に請求漏れのチェックができなかったこと、及びその後においてもチェックする仕組みができていなかったことが要因といえます。そこで、次のとおり再発防止の徹底を図るものとします。

また、請求漏れであることが判明した方に対しては、本件について丁寧にご説明し、月額使用料の納付をお願いしてまいります。

- (1) 徴収事務の重大性を再認識し、事務処理の際には複数人で対応し、公共浄化槽担当及び水道料金担当と連携した双方向でのチェック体制を構築する。
- (2) 特に新規設置した公共浄化槽の未処理の書類は、処理の失念を防ぐため組織的に共有管理し、円滑かつ確実に業務を遂行できる環境を維持する。